

保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】交付要綱

令和6年3月13日こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や食糧費等の価格高騰の影響を受けている保育所等に対して、継続的・安定的な保育サービス提供を支援するため、予算の範囲内で保育所等物価高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）の事業所
- (4) 法第59条の2に規定する届出を提出した施設又は事業所

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、加古川市内に設置された保育所等を、支援金の交付を受ける時点において経営する者（以下「交付対象者」という。）とする。ただし、市が設置する保育所等は除く。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる保育所等の定員規模に応じ、同表に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】交付決定通知書(様式第2号)により、交付することが適当でないと認めるときは保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付の請求にあたり、保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほかこの要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づく取り消しをしたときは、保育所等物価高騰対策一時支援金【二次】交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく取り消しにより交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(調査等)

第9条 市長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた後に第8条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した者に対しては、交付した支援金の返還を命じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する申請に係る支援金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助基準額表

定員規模（名）※	1施設当たり基準額（円）
0-9	15,000
10-19	45,000
20-29	75,000
30-39	105,000
40-49	135,000
50-59	165,000
60-69	195,000
70-79	225,000
80-89	255,000
90-99	285,000
100-109	315,000
110-119	345,000
120-129	375,000
130-139	405,000
140-149	435,000
150-159	465,000
160-169	495,000
170-179	525,000
180-189	555,000
190-199	585,000
200-209	615,000
210-219	645,000
220-229	675,000
230-239	705,000
240-249	735,000
250-259	765,000
260-269	795,000
270-279	825,000
280-289	855,000
290-299	885,000
300-309	915,000
310-319	945,000
320-329	975,000

定員規模（名）※	1施設当たり基準額（円）
330-339	1,005,000
340-349	1,035,000
350-359	1,065,000
360-369	1,095,000
370-379	1,125,000
380-389	1,155,000
390-399	1,185,000
400-409	1,215,000
410-419	1,245,000
420-429	1,275,000
430-439	1,305,000
440-	15,000円に30,000円に定員を10で除して 得た数（小数点以下は切り捨てる。）を 乗じて得た金額を加えて得られる額

※令和5年10月1日時点の定員